

C-1-1 施設全般

意見書 No	内 容																																	
22	産業廃棄物最終処分場の施設内の耐用年数その後の保守管理について説明して欲しい。 ●浸出水処理施設 本計画施設に関して想定している浸出水処理施設の耐用年数については、次のとおりです。 <table><tr><th></th><th>主要機器名</th><th>耐用年数</th></tr><tr><td>①</td><td>水中ポンプ類</td><td>10 年</td></tr><tr><td>②</td><td>薬注ポンプ類</td><td>7 年</td></tr><tr><td>③</td><td>ブロワ類</td><td>10 年</td></tr><tr><td>④</td><td>攪拌機類</td><td>7 年</td></tr><tr><td>⑤</td><td>脱水機</td><td>7 年</td></tr><tr><td>⑥</td><td>コンプレッサー</td><td>10 年</td></tr><tr><td>⑦</td><td>汚泥掻寄機</td><td>10 年</td></tr><tr><td>⑧</td><td>砂ろ過機</td><td>15 年</td></tr><tr><td>⑨</td><td>活性炭吸着塔</td><td>15 年</td></tr><tr><td>⑩</td><td>キレート吸着塔</td><td>15 年</td></tr></table> 本施設は日常の機器日常点検を行うことで、施設の消耗程度を常時把握できるようにし、また、定期的にオーバーホールを実施することにより、安全な運転を行う計画となっております。 ●最終処分場 最終処分場の遮水工の耐用年数については、太陽光線によるシートの紫外線劣化がもっとも大きな影響要因となりますが、今回の計画ではシートは保護土で覆われ外力とともに太陽光からも守られます。 このため、メーカーの出す耐候性データ(40～50 年)よりも遙かに長持ちします。埋立期間とその後の安定化に要する期間はシートが必要な機能を十分に維持できると考えられます。メーカーの試験は最悪の条件を想定して行われたものであり、現実にはそれ以上の期間も十分に遮水力を維持できます。 遮水シートはこのように強靱な材質を採用しており、また国内外でも同規模の施工実績があります。また、シートの設計については荷重やそれに伴う張力も加味しております。 ベントナイト混合土については、積載荷重がかかるほど締め固まり、遮水力には有利です。これは、ベントナイト混合土層の密度が高まり、水の移動がよりできなくなるためです。また、ベントナイトは天然鉱物であり永久に劣化・変質せず、遮水性能は恒久的といえます。		主要機器名	耐用年数	①	水中ポンプ類	10 年	②	薬注ポンプ類	7 年	③	ブロワ類	10 年	④	攪拌機類	7 年	⑤	脱水機	7 年	⑥	コンプレッサー	10 年	⑦	汚泥掻寄機	10 年	⑧	砂ろ過機	15 年	⑨	活性炭吸着塔	15 年	⑩	キレート吸着塔	15 年
	主要機器名	耐用年数																																
①	水中ポンプ類	10 年																																
②	薬注ポンプ類	7 年																																
③	ブロワ類	10 年																																
④	攪拌機類	7 年																																
⑤	脱水機	7 年																																
⑥	コンプレッサー	10 年																																
⑦	汚泥掻寄機	10 年																																
⑧	砂ろ過機	15 年																																
⑨	活性炭吸着塔	15 年																																
⑩	キレート吸着塔	15 年																																
27	『e. 断面概略図』の最終完成型によれば、埋立貯留地の手前開放部は段々畑状の土堰堤構造になっている。将来、土堰堤部からの汚染水の浸出が懸念される。 また、三方を岩盤に囲まれ一方向のみに開放部があるという立地の中で、硬い岩盤上に土堰堤の仕切りをベンチ状に設け、最終的に 60cm 以上もの廃棄物を土砂とともに段々畑状に積上げていく																																	

	構造は、集中豪雨時に大量に含水した廃棄物や土砂が土堰堤とともに岩盤上を滑り、土石流を引き起こす可能性がある。下流部の生活環境破壊に関する問題である。 処分場の浸出水は廃棄物層を通過する際に、長い年月をかけ浸透する部分が限定されることが多い。基本的に浸出水は法面部（土堰堤側）表面を流れるより廃棄物層（埋立部分）を通過します。特に、土堰堤部分は良質土砂により強固に締固めを実施するため廃棄物部分とは密度が異なり、浸出水が土堰堤を浸透することは生じません。また、雨水が廃棄物層に浸透することから法面部分を流下することは発生しません。 廃棄物と岩盤との間には、廃棄物が一般環境に影響を及ぼすことを防止する目的で浸出水が滞留する可能性のある部分には遮水シートが、また滞留しない部分には吹き付け遮水材料等が使用されています。このシート上に廃棄物の埋立を行う際、地震や降雨等により廃棄物が崩壊や滑る点を廃棄物の安定計算において検討を行っています。この結果を用いて、現状の埋立形状を設計しています。よって、廃棄物が岩盤上を滑る等の現象は発生しません。浸出水は基本的に可及的速やかに浸出水処理施設へ流入されるように設計されています。
42-3	何十年後にガスが発生して子供たち又は、母親に悪い影響を与えることがあれば、どう対処するか。 そのような事態が起きることはありません。 環境省の定める各種基準を遵守した埋立を行う限り、そのような事態は起きえません。 しかし、これはあってはなりません、万々がーそのような事態がおきるようなことがあれば、それが本計画施設と因果関係が明らかになれば、治療費その他の被害額を当社が補償致します。
51-1	揮発性有害化学物質拡散防止対策で、発泡ポリエチレン、発泡スチロールなどの破片でイソブタン、ヘキサン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン等揮発性有機物質が大量に発生する可能性があると思います。これに対する対策はどうですか？ 発泡ポリエチレン、発泡スチロール処理は、埋立処理かりサイクルのための破碎処理となります。 埋立処理の場合、設置するガス抜き管は同時に空気の供給にも利用され、臭気の発生を抑制する効果もあります。つまり浸出水集排水管とガス抜き管は接続されていることから、埋立地内への空気の流通、供給ができる構造となっており、嫌気性状態を避けることにより揮発性有害物質の発生抑制に努めます。 また破碎処理の場合では、リサイクルするための破碎後には、長期間施設内に保管することはないことから、揮発性有機物質が発生する可能性はないと考えています。
52	がれき類は、ガラス、木くず、繊維くず、廃プラ等がセットになっている場合が多い。つまり建築系の混合廃棄物（なんでもゴチャ混ぜにしたもの）が入る可能性があると思います。

	このため有害な硫化水素ガスの発生、プラスチックや木くずによる自然発火による火災が有害物質を大量にまき散らす可能性があると思います。 それに対する対策を示していただきたい。(火災) (最終処分場) 硫化水素の発生については、主に埋立られた廃棄物が嫌気性(酸素の少ない状態)分解されることで発生する可能性が考えられます。 しかし、本計画における最終処分場にはガス抜き管を設置しますが、それはガス抜きの役割の他、埋立地内への空気の流通、供給ができる構造となっており、嫌気性および加熱状態を避けることにより、硫化水素等のガスの発生抑制を行います。また同時に、メタンガスの発生抑制も行えることから、蓄熱火災を防止することができます。 また、万が一、火災が発生した場合の対策として、消火設備を備えると共に、場内での禁煙等を徹底し火災発生防止に努めます。 (破碎施設) 本計画における破碎処理施設内作業の工程より、破碎機にかける前には作業員による危険物質の目視確認と破碎処理危険物質の排除を手選別で行います。これにより、万が一、荷に紛れて引火する可能性がある廃棄物の搬入があったとしても、事前に火災を防ぐような手立てを講じます。 また、万が一、火災が発生した場合の対策として、消火設備を備えると共に、構内での禁煙等を徹底し火災発生防止に努めます。
59-2	安全性に疑問 貴重な御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水などについて万全の安全性を期すべく各種の対策を講じており、これまでもまたこれからも常にこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また、今回の事業計画に関しては、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査(アセス)を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。 こうした皆さまのお声は真摯に受け止め、一層安全に配慮するよう計画に反映させて参ります。
60	安全性に不安がある 貴重な御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水などについて万全の

	安全性を期すべく各種の対策を講じており、これまでもまたこれから常にもこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また、今回の事業計画に関しては、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査（アセス）を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。 こうした皆さまのお声は真摯に受け止め、一層安全に配慮するよう計画に反映させて参ります。
62	安全性に不安があるので反対です。 貴重な御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水などについて万全の安全性を期すべく各種の対策を講じており、これまでもまたこれから常にもこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また、今回の事業計画に関しては、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査（アセス）を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。 こうした皆さまのお声は真摯に受け止め、一層安全に配慮するよう計画に反映させて参ります。
63	安全性に不安が残る 貴重な御意見ありがとうございます。 今回の計画については、設計や施工、各プラント、各設備の専門家を交え、施設稼働中は勿論埋立完了後の将来に亘っても、大気質・騒音・振動・悪臭・水質汚濁・地下水などについて万全の安全性を期すべく各種の対策を講じており、これまでもまたこれから常にもこうした対策について検討検証を重ねて参ります。 また、今回の事業計画に関しては、例えば粉じんをはじめ、臭気、騒音、地下水、浸出水などについて生活環境影響調査（アセス）を実施した結果、環境基準を十分達成できるという評価となっており、また、適切な運営管理を行うことにより外部への被害を生じさせないようにします。 こうした皆さまのお声は真摯に受け止め、一層安全に配慮するよう計画に反映させて参ります。
68-2	施設終了後の汚染と責任者が曖昧。 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めにより浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社にお

	る管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。
71-1	事業計画を提示する以上、問題ないことが示されるのは当然だと思うので、事業全体に対してのリスクアセスメントを実施し、リスクを見積もり、それらのリスク削減・低減対策を示していただきたい。 確かにリスクアセスメントを単独には行っていません。 しかしながら、環境アセスメントの中で、環境面に関するリスクについてはあらかじめ評価し、必要な場合には対策を講じることとなっています。 また、その他リスク全般に関しては、あらかじめどのようなリスクが存在するか想定し、環境マネジメントシステムなどにおいてリスク削減・低減対策を定めています。
73-5	100 年、200 年後 (の事業責任) 勿論、将来 100 年 200 年先のことについて、100%確実なお話は正直申し上げてお約束できません。 しかし将来についても、こうした施設を運営する社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進し、安全をなによりも重視した運転管理に努めます。
80-3	埋立完了後の監視体制はどうなるのか。 廃棄物の状態・漏水の有無・水質監視年数・感知システムの作動・水質検査頻度・緊急時の体制について説明していただきたい。(完了後) 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態

	となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。
83	廃棄物を大量に堆積した事による蓄熱火災が心配されます。 そのような心配はないのでしょうか。 もしこのような事が発生した場合の対処はどのようにするのですか。 本事業計画では、空気の供給を兼ねたガス抜き管を設置し、埋立地内部が嫌気性、加熱状態になることを避けることにより、蓄熱火災を防止できます。 万が一、火災が発生した場合の対策として、消火設備を備えると共に、構内での禁煙等を心がけ火災発生防止に努めます。
87	稼働開始後、御社の処理施設の稼働状況のデータ類の情報は、浜松市とどのように共有されるのですか。 安全、危機管理の面からそのようなシステムは必要不可欠と思われますが、どのような構想があるのか提示して下さい。 また、近隣の住民には情報の公開を行っていかれるのでしょうか。 廃棄物処理法において「記録の閲覧」という制度が定められており、これに基づき記録を備え置くこととなっております。 行政立入時には当然これらを全て提示し、遵法性について確認を受けることとなります。 また、住民の皆様に対しましても、当社内で閲覧いただくことができるようにします。
88	維持管理により異状を確認した場合の対応方法はどのようなのでしょうか。 調査結果、補修計画、実施記録等の一連の情報を浜松市で住民等に公開し、協議をしながら補修を実施するつもりがあるのでしょうか。 施設を適切に維持していくために、日常における見回り点検（計器点検・その他異常等の確認）、月例点検、半年点検、年次点検等の他、適切な補修計画を策定し、これを実施いたします。 漏水等の異常発見時には、法に基づく市への報告が義務付けられています。そして、点検や補修等を講じた記録は、廃棄物処理法による「記録の閲覧」制度に基づき、その記録を備え置くこととなっております。 行政立入時には当然これら全てを提示し、遵法性について確認を受けることとなります。 また、住民の皆様に対しましても、当社内で閲覧いただくことができるようにします。 補修計画については、今後、環境保全協定についての協議の中で決めさせていただきたいと考えております。

89	事業者によっては、自主的に埋め立て後も処分場から有害物質が漏れていないか監視し、管理している会社もあります。 御社はそのような経営方針を立てていますか。 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。
96	数多くの有害物質があり、想定以下であっても体への影響が少しずつ積ると心配しますが、全くないと言い切れますか。 埋め立て予定期間内は、勿論、後も万が一の責任は誰が取りますか。 絶対ないと約束できますか。 一生涯誰一人としてあってはならない事だと思います。 勿論、有害物質等による人体への影響はあってはなりません。この点でも事前の生活環境影響調査で環境基準を十分達成できるという評価となっておりますし、国が定めた各種の安全基準を遵守した運営をはかってまいります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。 あってはならないことですが、万々が一、何らかの被害が発生した場合は、その結果が当社に起因するものであると明らかになれば、健康診断・治療費用の負担はもちろん、その損害の補償を当社がいたします。

100-1	子供たち、孫、次世代への健康被害が絶対にないと約束できますか。 今回の事業計画に関し、生活環境影響調査を実施した結果、環境基準および規制基準等を十分達成できると評価されています。 勿論将来についても、こうした施設を運営する社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進し、安全をなによりも重視した運転管理に努めて参りますこととお約束します。
101-2	今の子供達の 20 年、30 年後に絶対に害は 1 つもないと約束してくれますか。 今回の事業計画に関し、生活環境影響調査を実施した結果、環境基準および規制基準等を十分達成できると評価されています。 勿論将来についても、こうした施設を運営する社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進し、安全をなによりも重視した運転管理に努めて参りますこととお約束します。
102-2	この自然豊かな奥山で育っている子供達に一生健康でいられると約束できるのかも教えていただけますでしょうか。 今回の事業計画に関し、生活環境影響調査を実施した結果、環境基準および規制基準等を十分達成できると評価されています。 勿論将来についても、こうした施設を運営する社会的責任を負っていることを十二分に自覚し、健全な会社経営を目指し、自社の経営基盤の強化に邁進し、安全をなによりも重視した運転管理に努めて参りますこととお約束します。
106-1-2	事業開始時の資金調達は記載されているが、廃止とその後の管理に必要な資金はどう調達するのか。 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 ここまでに、当然各種水処理プラントの維持や計測モニタリングなどのランニングコストも必要となってまいります。

	法律では、こうした所謂収益^{いかり}の伴わないランニングコスト確保を担保するため、「維持管理積立制度」(※)が規定されており、当然当計画施設もそれに従いながら独立行政法人環境再生保全機構への積立を実施し、埋立終了後閉鎖までのメンテナンスに要す費用を確保します。 また、それ以外にも当社監査法人のアドバイスを仰ぎながら、最新の会計基準に従って、自主的に適正な資金留保や引当を行いながら、より十分な手当てを図っていくことも検討してまいります。 ※「維持管理積立制度」とは 最終処分場は、埋立終了後も浸出液の処理等の維持管理を長期間にわたり継続して行わなければなりません。しかしながら、一部の最終処分場において設置者が倒産等により不在になり、その結果最終処分場の維持管理が行われないという事態が生じています。こうした状況に対応するため、処分場の維持管理を適切に行うとともに、周辺住民の当該処分場に対する信頼性を高めるため、埋立終了後に必要となる維持管理費用を埋立期間中にあらかじめ積み立てなければならないこととされたものです。
106-1-10	実務経験者として土壌処理施設と同等の産業廃棄物の運転、維持及び管理について3年以上の実務経験を有するものを配置するとあるが、同等という判断の根拠はなにか。 昨年4月の土壌汚染対策法改正前は、廃棄物処理施設においても汚染土壌を受入れることが可能でした。汚染土壌の埋立処理施設と産業廃棄物の管理型最終処分場の各種基準はほぼ同等であるため、弊社の所有する管理型最終処分場での実務経験を3年以上有すれば、同等の知識および技能を有すると判断しました。 この点については、汚染土壌処理施設の許可担当課である浜松市・環境保全課にも確認を取っております。
106-5-2	モニターのカリブレーションなど定期メンテナンス計画を示してください。 定期メンテナンス計画および、維持管理については、事業計画書上において細かく策定しています。 以下、維持管理基準より抜粋いたします。 ①日常の機器点検項目 ・ 日常の機器点検項目を定め、毎日、週一回、月一回に分けて点検を行います。 ②pH管理 ・ 生物処理設備では、硫酸又は苛性ソーダを注入して、生物処理可能なpH域に管理します。 ・ 凝集設備では、適正なpH領域で凝集・フロック形成を行うため、硫酸又は苛性ソーダを注入してpH管理する。 ・ 中和槽では、硫酸又は苛性ソーダを注入して適正なpH域に管理します。

	③薬品の注入量管理 ・ 流入水中のカルシウム分を除去するために炭酸ソーダの注入量を管理します。 ・ 流入水中の重金属或いは処理水中に残存する化学的酸素要求量 (COD)、色素、浮遊物質 (SS) 等を除去するために凝集剤や凝集助剤の注入量を管理します。 ④栄養剤の添加 ・ 生物処理設備において、細菌（バクテリア）の働きを活発にするために流入水中に不足しているリン成分をリン酸塩として適量注入します。 ・ 流入水中の酸化態窒素を生物学的脱窒させるためメタノールを適量注入します。 ⑤砂ろ過材、活性炭およびキレート樹脂の交換 ・ 処理水の水質分析を基に、砂ろ過材、活性炭およびキレート樹脂の全量交換を行います。
106-7-1	33年後の処分場の廃止計画 (工事仕様) を示してください。 廃止計画は、地元関係住民様からの御要望等も加味し跡地計画などを考慮に入れたうえで今後計画を策定していくこととなります。何分まだ数十年先の話になりますので、現状では具体的な跡地計画は確定していません。その時点での社会的なニーズ等を考慮して、あらためて地元の皆様の意見も拝聴しながら検討したいと思います。 従いまして、現段階において明確な廃止に伴う工事仕様を御提示することは、大変恐縮ですが叶いません。
106-7-2	廃止後の浸出水測定計画 (期間、項目等) はどうなっていますか。 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。

106-7-3	廃止後の管理 (防災・安全性・水質測定など) は貴社がいつまで行うのですか。 最終処分場においては、埋立処分が完了した際には最終的に土砂等による覆いを施さなければならず、その最終覆土を加味した埋立許可容量が満杯となった時点で「埋立終了」となります。 「埋立終了」後も、法の定めに則り浸出水の処理や、処理水・発生ガスなどの測定、モニタリングを継続しておこない、浸出水や発生ガスが廃止基準を満たすこととなれば、記録を整備し市へ廃止の確認申請を行い、慎重な審査のうえ適合となれば施設「廃止」となります。当社における管理もこの時点で原則的に終了します。 「廃止」という状況になりますと、その最終処分場は安定し、浸出水は周辺環境に影響を及ぼすことがなくなります。 廃止後については跡地利用の計画に係りますが、最終処分場の管理としては終了している状態となっていることより、最終処分場に係わる測定や管理については原則行いません。 また、土地の所有者として当然の防災上維持管理等は必要に応じ実施して参ります。
107-2	当計画に用地の所有者は誰で、その取得時期は？ 現在、用地の一部は既に当社が取得しておりますが、その大部分が依然三獄鉾山様側の所有となっております。 今後、法令上の手続きで行政より設置許可が下りれば当社が所有となる計画となっておりますが、その時期については、未だ明確ではありません。
107-7	浜松市内に産業廃棄物の最終処分場は何箇所あるのか。また、最終処分場が不足している状態なのか？ 浜松市内には、稼動している産業廃棄物の安定型処分場が7箇所、管理型最終処分場が3箇所あります。 浜松市内から発生した最終処分量の約90%が市外へ搬出されています。その他にも県内から県外へ多くの最終処分向け廃棄物が搬出されています。本施設の開設により、この状況を改善することができます。
108-1	P4 洪水調整池は地下水に対するものか、洪水調整池の体積は？教えてほしい。 洪水調整池は、施設内に降った雨水を集水し流量を調整して、下流の水路および河川に影響を与えないことを目的とします。また、処分場周辺における湧水についても集水し調整池へと貯留することも併せて目的としています。なお、両水とも廃棄物に触れたものではありません。 (調整池容量について) 本計画施設における調整池容量は概ね14,000 m³を想定しています。

容量計算については、浜松市で定められる開発許可基準および、林地開発許可審査基準の内より厳しい基準である開発基準の数値を採用し算出を行っております。

なお、現状においては未だ基本設計の段階であり、今後さらに詳細な安全性の検討を行い最終的な調整池容量を決定したい考えであります。

108-4

P8 処理施設の周りに降った雨が埋め立て場に流れ込む事は無いのか。

流れ込みを防止するための、どのような手だてを打ってあるか教えてほしい。

処分場の敷地内の埋立区域外へ降った雨水については、埋立区域外周部分に雨水を受入れ流す側溝を設置することで、雨水は直接洪水調整池に流下させることが可能となりますので、埋立区域に流れ込むことはありません。

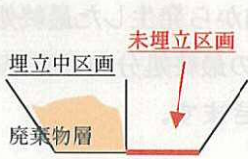
なお、念のため埋立区域内についても補足します。

本計画最終処分場の運営については、埋立区域を数区画に仕切りこれに合わせて埋立時期も数期に分けて行う予定です。

埋立を行っている区画（仮に埋立中区画という）内に降った雨水については浸出水処理施設で処理します。

それ以外の埋立時期を迎えていない区画（仮に未埋立区画という）では、未埋立区画外周に設けた側溝を利用し、埋立区画への雨水の流入をさせずそのまま洪水調整池に流下させます。

また埋立が終了した区画（仮に埋立完了区画という）では、最終覆土の上を更に防水性のベントナイトシートで覆うことで、その上に降った雨水がその下の廃棄物埋立層に浸水することを防ぎます。併せてその周囲に設ける側溝を利用し、雨水を廃棄物に触れさせないまま洪水調整池に流下させることができます。

区域	埋立区域外周部	埋立区域		
		埋立中区画	未埋立区画	埋立完了区画
イメージ図				
雨水の流下先	洪水調整池	浸出水処理施設	洪水調整池	洪水調整池

110-2

2：観光・産業・環境等に対するイメージダウン

イ：産廃施設の観光古刹・農産物・居住等、日本人の誰も良いイメージは無い。

ロ：産廃物を積んだトラックの出入りをみただけで、この近辺の山河はゴミが山積みしているのではないかと感じる。

貴重な御意見ありがとうございます。

こうした施設は所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆さまにはなかなか理解していただけない施設であることは承知しております。

しかしながら、私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆さまに御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。

また竣工となれば、地元は勿論のこと中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に貢献できるものと強く信じております。

また当施設のイメージアップを積極的に図っていくことでネガティブな印象の払拭を図っていく考えです。その具体策については、今後の課題にはなりますが、

例えば

- ・ビオトープなどを設置し積極的に生物多様性に配慮した施設づくりを目指すこと
- ・周辺に桜やあじさいなどを植林することで風光明媚な景観を目指すこと
- ・青少年向けに環境系の社会科見学に供すること

等を検討していきたいと考えております。

114

設置には反対である。

緑と水と空気しかない「いなか」に廃棄物をもってくるのは反対なのに、地元のみならず広域のものを集めることが出来るなんて絶対反対である。

農家、考え方、地産地消の考えでは、浜松市の中では各区で出たものは各区で処理すべきで、自分の地域のみ良ければ良いとの考えは弱者いじめではないか。

特に将来に影響の残ると考えられる「ばいじん」「アスベスト」等又は汚染土壌のカドミウム、六価クロム、シアン等の持ち込は絶対に反対です。いなかを「ゴミすて場にするな」と思う。

以上のような特殊なものを除いた処分場の周囲には、幅 500～1000m (処分場の外周より) のグリーン地帯というか緩衝帯を設けるべきと思う。

私の土地についてのみ言えば、近い将来、みかん狩り及び直売所を計画している。

事業者は法とおりの施行を行い間違いはないだろうが、処分場の隣にあるみかん狩り及び直売所というものは、なりたたないと考えられる。(風評被害)

その条件の中でのみかん狩り及び直売所はなりたたないと思うので、他の地域に転出したい。(他に園地を)(代替地又は買収してほしい)

このままだと、生活できなくなるのではないかと毎晩眠れずノイローゼになりそうである。

地域の皆様とのコミュニケーションの場とか、環境教育の場を設けるとのコンセプトだそうですが、その様な場所の特定は無いように見える。

重ねて言います、500～1000m は公園等にして、教育の場、地域の皆様とのコミュニケーションの場として下さい。

急なお話なので確認はしてありませんが、現採石場への入口から背山への道の間は旧引佐町の時代町道認定され、我々はその道路を利用して通行した。

先日の話では、私有地であり買収済みとの話があった様に聞きました。

私の園地又、付近の方々も現状どおり通行できる様確約願いたい。

貴重な御意見ありがとうございます。

こうした施設は所謂迷惑施設などと呼ばれ、地元の皆さまにはなかなか理解していただけない施設であることは承知しております。

確かに、奥山の近隣の皆さま方からすれば、自分の住む町になぜ？という思いがあられることも御察し申し上げます。しかし竣工となれば、地元は勿論のこと中京圏まで含んだ地域経済や環境問題解決に貢献できるものと強く信じております。

私どもは今回の計画施設については、十分な環境配慮・安全配慮に取り組んでおり、決して皆さまに御迷惑をお掛けすることはないものと確信しております。

また、風評被害については、その中身は種々のものがあり、一概にお答えできませんが、

● 風評被害の中でも、特にマスコミ報道等に起因する事案では、

- ・ 当社が本当にその公害や被害を出し、それが公正に報道されることで近隣の皆様に「風評被害」が出たような場合については、当然当社は、その相当因果関係のある損害について補償いたします。
- ・ 他方、マスコミ等が事実に基づかずに勝手に誤った報道、憶測による報道をしたような場合は、まずはそのような報道をしたマスコミ等が責任を取るべきであり、当社が責任を負う必要はないと考えます。このような場合は、むしろ当社も被害者ですので、当社がマスコミを相手として訴訟を提起することもあり得ます。

● マスコミ報道に起因しないような事案、つまり人の噂によるものなどについては、当施設のイメージアップを積極的に図っていくことでこれらを回避することを考えております。その具体策については、今後の課題にはなりますが、

例えば

- ・ ビオトープなどを設置し積極的に生物多様性に配慮した施設づくりを目指すこと
- ・ 周辺に桜やあじさいなどを植林することで風光明媚な景観を目指すこと
- ・ 青少年向けに環境系の社会科見学に供すること

等を検討していきたいと考えております。

最後に、現採石場への入り口から背山への道の道路利用についてですが、本計画における当社私有地内の道路が、一部、現在の周辺住民様の生活道路となっていることは承知しております。

当然、周辺住民様には施設開設後も該当道路についてこれまでどおり利用していただくことが可能ですので御安心いただければと存じます。また、該当道路について、現在、幅員が狭い部分やアスファルトが一部削れてしまっている部分等が散見されます。これら当社私有地内における道路の危険箇所については、当社のみならず利用される周辺住民の皆様におかれましても車輛の運行がしやすいように一定の道路整備を行い、今まで以上に利用しやすい道路とする計画であります。

また、該当道路に限らず、事業計画書に記載の搬入ルートについては、地元住民優先の車輛運行を心がけるように致します。